



鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)
号外第45号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則 鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する

規則 (9) (生涯学習課) 1

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 2

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (11) (文化課) 3

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則等の一部を改正する規則 (12) (体育保健課) 6

教育委員会規則

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則 (昭和54年鳥取県教育委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
(使用料の減免の申請) 第13条 略	(使用料の減免の申請) 第13条 略 2 次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、前項の減免申請書の提出と併せて、当該各号に定める書面を提示しなければならない。 (1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則 (昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。) 第2条の表鳥取県立生涯学習センターの項第2号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証す

る書面

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立生涯学習センター
の項第3号に掲げる事由 介護保険被保険者証

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前														
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報相談課</td> <td>図書係 郷土資料係</td> </tr> <tr> <td>支援協力課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料課</td> <td>収書係 整理係</td> </tr> </table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>情報相談課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>支援協力課</p>	総務課		情報相談課	図書係 郷土資料係	支援協力課		資料課	収書係 整理係	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報相談課</td> <td>図書係 郷土資料係 図書館協力係</td> </tr> <tr> <td>資料課</td> <td>収書係 整理係</td> </tr> </table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>情報相談課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 市町村立図書館、公民館図書室、学校図書館等との連絡及び協力に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	総務課		情報相談課	図書係 郷土資料係 図書館協力係	資料課	収書係 整理係
総務課															
情報相談課	図書係 郷土資料係														
支援協力課															
資料課	収書係 整理係														
総務課															
情報相談課	図書係 郷土資料係 図書館協力係														
資料課	収書係 整理係														

市町村立図書館、公民館の図書室、学校図書館、
大学の附属図書館等との連絡及び協力に関するこ
と。

資料課 略

別表 (第6条関係)

- 1 略
- 2 事務職員をもって充てる職
主事・司書・司書補・資料相談員
- 3 略

資料課 略

別表 (第6条関係)

- 1 略
- 2 事務職員をもって充てる職
主事・司書・資料相談員
- 3 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会規則第11号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により</p>

通知し、博物館に入館して博物館資料を閲覧する者(学生又は一般人に限る。)に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

通知し、博物館に入館して博物館資料を閲覧する者(通常展示における博物館資料を閲覧する場合にあっては、学生又は一般人に限る。)に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

別表 (第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・
副主幹・主任・現業主幹
- 2 及び 3 略

別表 (第6条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・副
主幹・主任・現業主幹
- 2 及び 3 略

第2条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号特別展示用入館券を次のように改める。

特 別 展 示 用 入 館 券

その1 個人用(当日券)

表 (当日) 展 入 館 券 控 ¥ _____	(当日) 入 館 補 助 券 ¥ _____	(当日) 年 月 日 ¥ _____	展 入 館 券 (写 真) 鳥取県立博物館
--	----------------------------------	------------------------------	-----------------------------------

裏

- 1 この券に領収印又は減免印のないものは、使えません。
- 2 この券が使えるのは、本日だけです。
- 3 入館補助券を切り離したものは、使えません。
- 4 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

(縦6.5センチメートル、横21センチメートル)

備考 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、通常展示用入館券その1の備考の2及び3のとおりとする。

その2 個人用 (前売券)

<p style="text-align: center;">(前売)</p> <p style="text-align: center;">展 入館券控</p> <p style="text-align: center;">¥ _____</p>	<p style="text-align: center;">(前売)</p> <p style="text-align: center;">入館補助券</p> <p style="text-align: center;">¥ _____</p>	<p style="text-align: center;">(前売)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">¥ _____</p>
		<p>展 入 館 券</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div> <p style="text-align: right;">鳥取県立博物館</p>

<p>裏</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この券に領収印のないものは、使えません。 2 この券が使えるのは、表面に記載のある特別展の期間だけです。 3 入館補助券を切り離したものは、使えません。 4 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。 	
---	--

(縦6.5センチメートル、横21センチメートル)

備考 入館券に使用する領収印は、鳥取県立博物館で領収する場合は通常展示用入館券その1の備考の2のとおりとし、鳥取県立博物館以外の場所で領収する場合は教育委員会が認めたものとする。

その3 団体用

<p style="text-align: center;">展 団体入館券控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 33%;">入館料</th> <th style="width: 33%;">人 員</th> <th style="width: 33%;">金 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	入館料	人 員	金 額	円	人	円	<p style="text-align: center;">入館補助券</p> <p style="text-align: center;">¥ _____</p>	<p style="text-align: center;">展団体入館券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 33%;">入館料</th> <th style="width: 33%;">人 員</th> <th style="width: 33%;">金 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県立博物館</p>	入館料	人 員	金 額	円	人	円
入館料	人 員	金 額												
円	人	円												
入館料	人 員	金 額												
円	人	円												

<p>裏</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この券に領収印又は減免印のないものは、使えません。 2 この券が使えるのは、本日だけです。 3 入館補助券を切り離したものは、使えません。 4 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。 	
--	--

(縦9センチメートル、横15センチメートル)

備考 1 入館券の色は、黄色とする。

2 入館券に使用する出納員のスタンプの印章及び入館料減免のスタンプの印章は、通常展示用入館券その1の備考の2及び3のとおりとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会規則第12号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。)第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料(特別使用料を除く。)の項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料(特別使用料を除く。)の項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出</p> <p>(3) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料(特別</p>	<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。)第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出</p> <p>(3) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第</p>

<p>使用料を除く。)の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(4) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料(特別使用料を除く。)の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>	<p>4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(4) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>
--	--

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。)第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料(特別使用料を除く。)及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料(特別使用料を除く。)及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料(特別使用料を除く。)及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>	<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。)第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>

(鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立武道館の管理に関する規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免) 第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料（冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分（以下「特別使用料」という。）を除く。）の項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料（冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分（以下「特別使用料」という。）を除く。）の項減免事由の欄第3号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料（冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分（以下「特別使用料」という。）を除く。）の項減免事由の欄第4号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>	<p>(使用料の減免) 第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第3号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の項減免事由の欄第4号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。